

■ 研究発表論文

秋田県能代と山形県庄内における海岸林に対する評価の差異の形成

Formation of the Difference of the Evaluation to the Coast Forest in Noshiro-shi, Akita and Shonai, Yamagata

伊藤 弘^{*}
Hiromu Ito

Abstract : This research aims to clarify the factor which generated the difference in evaluation from the relation between a coast forest and an area for the Noshiro seashore erosion control forest in Akita, evaluated by the local resident, and the Shonai seashore erosion control forest in Yamagata, not evaluated by the local resident, although a scale and formation process is almost the same. As a result, in Noshiro, afforestation and management of coast forest are the parts of regional development. As the meaning of regional development has changed from Edo era to present time, the new value of coast forest has added to original value of it. In the north part of Shonai, coast forest is afforested and managed unrelated to the state of the area, and the south part of Shonai coast forest has been original value from Edo era. Thus, in both part of Shonai, the value of coast forest became unremarkable. These different values of coast forests generated the differences in evaluation.

Keywords: coast forest, value, regional development

キーワード：海岸林、価値、地域開発

1. はじめに

わが国日本において森林は、単なる生産の場としてだけでなく、防風機能などの様々な機能を果たしている。特に防風林や砂防林は、風害から守る対象（田畠、集落等）との関係から成立し、無主物的存在であった海岸砂丘に砂防植栽を実施することによって所有権が発生し、これが現在の土地所有関係をも規定するなど¹⁾、人々の生活との関わりの中で風土を築いてきた、いわば地域個性の骨格を形成する役割も果たしている。また「民間人による植林」および植林（指導）者に対する地元住民の神格化から、日本文化の一つの断面を見ることができる²⁾、と考えられる。特に海岸においては「白砂青松」という言葉に代表されるように、クロマツなど、特定の樹種によって構成された海岸林が地域個性を創出しているといえよう。

近年、海岸林では沿岸部での大規模な開発による消失の他に、松枯れや機能主義的もしくは植生遷移の理論に立脚する観点からクロマツを中心とした单層林から針広混交林に移行させる動きも出てきており、改めて海岸林とその存在している地域との関係を見直す必要が生じている。

海岸林に関しては、技術および機能に関する研究や歴史的展開³⁾および現在の住民からの評価⁴⁾について研究されているものの、地域と海岸林の関係について研究したものではなく、今後の課題ととらえられている⁵⁾。

本研究では、同じ時期に植林され始め、ほぼ同じ規模を有しているにも拘らず、地域住民からの評価に差異が生じてしまっている秋田県能代海岸砂防林（以下「能代海岸林」とする）と山形県庄内海岸砂防林（以下「庄内海岸林」とする）を対象に、地域と海岸林の関係の中で、地域住民の海岸林に対する評価の差異がどのように生じたかを明らかにすることを目的とする。なお、本研究では「海岸林」は海岸砂防林を指し、「地域」とは砂丘を、「地域住民」とは砂丘に住む住民のことを指す。

2. 対象地概要および本研究の視点

東北地方では、風害および飛砂から田畠を守るために藩政時代より沿岸部に砂防林が植栽されてきた⁶⁾。青森県の七里長浜から断続的に海岸線沿いに砂防林は植林されてきており、特に能代市の海岸汀線沿いに位置する能代海岸林と遊佐町および酒田市の海岸汀線沿いに位置する庄内海岸林は、双方共に1600年ころから植林がはじまり、現在ではそれぞれ延長距離が14km・34km 面積が760ha・835haと規模が他の砂防林と比べて大きく、秋田営林局（現東北森林管理局）による大規模造林がなされた。後述するように、両海岸林とも藩政時代には、主に藩の役人である砂留・植付役や民間の篤志家、村々もしくは村中入会によって植林がなされてきた⁷⁾。近年、能代海岸林は「21世紀に残したい風景」に選ばれる⁸⁾などして地域住民に評価されている一方、庄内海岸林は能代海岸林よりもその面積が大きいにもかかわらず、台風による倒木があつて初めてその認識が強まった⁹⁾とされている。行政におけるそれぞの取り扱いに関する限りでも、現在、能代海岸林は飛砂防備機能以外にも観光資源として捉えられ、保健保安林として整備が施されている。

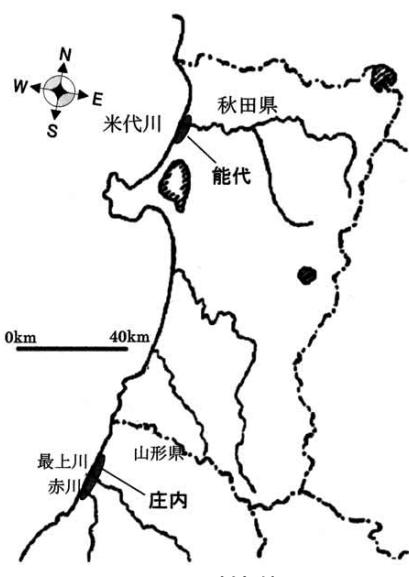


図-1 対象地

*東京大学大学院農学生命科学研究科

る¹⁰⁾のに対し、庄内海岸林は一部を除いて飛砂防備機能に関する整備以外は施されてこなかった。また近年、能代海岸林ではクロマツ林を残していく動きがあるのに対し¹¹⁾、庄内海岸林では植生遷移に基づいて、針広混交林へと移行させていく動きも出てきている。

海岸林に対して一定の評価が形成されることは、海岸林に対して何らかの価値を地域住民が認識することであり、能代と庄内海岸林双方とも海岸林が消滅しておらず、その本来有していた価値（飛砂防備）は失われていないことを考えると、能代海岸林においてだけ評価が形成されるということは、能代海岸林では地域と海岸林の関係に新たな価値が生じ、それが本来有していた価値に付加されたと考えられる。

方法は、地域と海岸林の関係を把握するために、能代および庄内海岸林の植林および管理主体と植林および管理目的の変遷を文献調査および監督行政に対するヒアリングから、海岸林の形態を土地利用図の変遷から把握し、海岸林と地域および地域住民との関係の変化を考察した。

時代の区分は、藩の役人である植付役や砂留役、民間の篤志家などによって植林が指導されていた藩政時代・近代化の過程で土地所有形態に大きな転機が図られた明治期・国有林事業としての海岸砂地事業が盛んに行われた地域開発期・森林の公益的機能を行政が認識し始めた80年代以降に区分した。

3. 海岸林の形成（1600年代～1872年）

能代では、元々河や海における漁業と港を中心として、それ以前より飛砂による被害を受けていたにもかかわらず人家が増加し、町として発展していった。そうした中、飛砂による被害を防ぐため、1600年代半ばから町役や富裕層の中に、私費を投じて植林を行うものが複数現れた¹²⁾。しかし、これらの植林は規模が小さく単発的に行われていたこともあり、総体として植林の成果を挙げているとは言いがたかった。海岸砂丘全域の砂防工事は藩の施策に拠るところとなり、前述の規模の小さい植林地を繋げるような林取立役砂留吟味役（兼務）として1797年に栗田定之丞が任命され、植林事業にあたった。栗田定之丞の事業は藩の財政悪化という事情もあり、各村の自主事業という形のなかで、名主や長百姓たちの協力を得て植林を続けた。定之丞は、藩政の林取立役砂留吟味役（兼務）として任命を受けていたが、前述の通り自主事業という形の中で、ほとんど藩政から独立した民間による植林事業であったといえ、その重要性を説きながら、農家などの地域住民とともに植林を行った。1822年に藩の木山方吟味役（兼務）として任命を受けた賀藤景林は森林行政の郡奉行からの独立を果たし、植林作業を父子2代にわたって手がけ、海岸林を形成していった。

庄内は、元々漁業で成立している集落が海岸汀線沿いに存在していた。それらの集落においては、漁業とともに製塩業も行っており、製塩の過程で使用する燃料として森林の乱伐が始まり、木が伐り取られた結果、農業および日常生活への飛砂による被害が顕著になった¹³⁾。そこで、様々な植林指導者や主体のもと、植林がされるようになった¹⁴⁾。植林主体は、大きく民間の肝煎や商人、藩の命による植付役および入会（村々入会・村中入会¹⁵⁾）に分けられる。特に最上川以北の川北砂丘（図-2）では様々な植林主体が混在しており、民間の篤志家や入会による植林がなされていた。町人や肝煎ら民間の篤志家による植林は、年月がたつとその資力が衰えて、入会による管理がなされるようになった。入会による管理では、その目的は飛砂の防止とともに新田開発に伴う谷地の不足による萱（自給用、販売用）確保のための農用林野（採草地の確保）としての性格を有するようになった。庄内藩では既耕地の保護を目的にしなければ入会林野の設定を認めておらず、当事の海岸林の管理に関しては、表向きは飛砂の防止であったが、実際には採草地として地域の実情とは関係ない目的で管理されて

いたといえる。

最上川以南の川南砂丘（図-2）では植付役の佐藤藤右衛門による長期に渡る開発とそれに伴う植林事業が行われていた（1706-1760頃）。

基本的には村中入会による植林がなされており、佐藤藤右衛門およびその子孫による指導のもと、1800年代半ばまで開墾者が植林事業を行っていた。また、その地割りに関して、川南においては一様に森林・畑地・森林といった「地続山」の形態（図-3）を採っており、その管理は個人に委ねられていた¹⁶⁾。川南においては、海岸林は畑を開墾していくために飛砂による被害から守るものであった。



図-2 川北・川南砂丘

4. 海岸林と地域の乖離

（1）政府による価値の付与（1873年～1954年）

明治期に入ると、地租改正および官民有区分政策によって、その後の所有形態に大きな変化が現れる^{17), 18)}。特に山林は全般に明確な権利関係が存在しないところが多く、地盤の所有権よりも利用のされ方が重要視されていた。明治政府は民林が官林に組み込まれるに当たって、明確な根拠が無い限り山林の私的所有を認めず、官有地とする態度をとった¹⁹⁾。官有地となった林は、大きく良材を産出する（もしくはその可能性がある）として評価された一等官林と、従来村民が薪炭林として使用していたような雜木林や竹藪のような三等官林に区分された。

明治期以降、海岸林造成は1899年より開始される特別経営事業によって本格的に展開され、失業者対策として海岸林造成が展開され、能代および庄内両地域を管轄を持つ秋田営林局管内では延べ21万人が海岸林造成に当たり、造林自体が目的となった。

秋田県では、能代だけに留まらず山林原野の80%以上は官林に組み込まれた²⁰⁾。能代での、その後の民間への払下げおよび下げ戻しに関する記録は明らかではない²¹⁾が、大正元年に測量を行った地形図から推察すると、ほとんどが官有林のままであったと考えられる。明治期、政府は植栽を行ってもその管理は不十分であった。1918年には官有林の一部も能代市の簡易共用林²²⁾となり、林地保護の代償として枝条・落葉の採取や牛馬の放牧、砂丘の掘り返しが行われるようになった²³⁾。こうした乱伐によって海岸林は荒廃し、全域において飛砂の被害を受け、1921年に能代営林署が海岸砂防事業に着手した。

一方、戦前の修身教科書では栗田定之丞が取り上げられており、その名は広く知れ渡ることとなった。これは、「勤儉」の精神を啓蒙し国民教化を図る教育・文化施策によるものと考えられる。

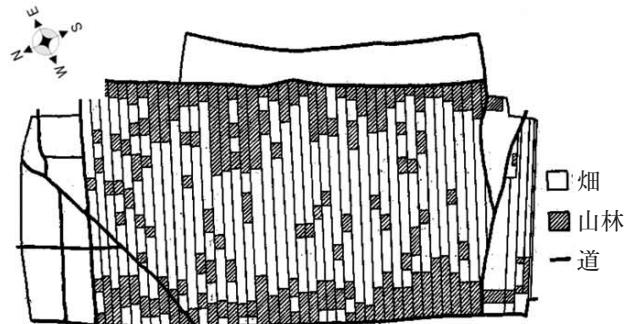


図-3 川南砂丘地割り形態（地続山）²⁴⁾

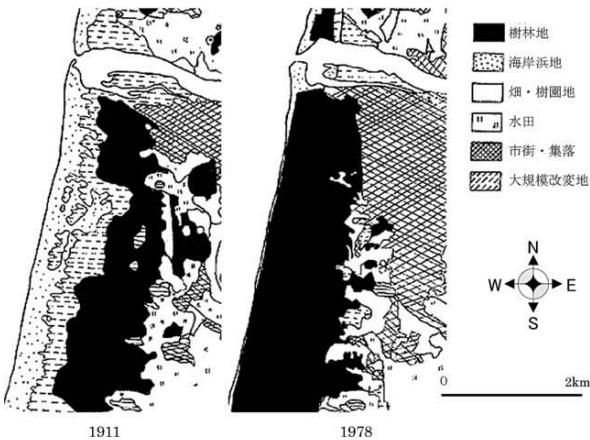


図-4 能代市市街地土地利用変化

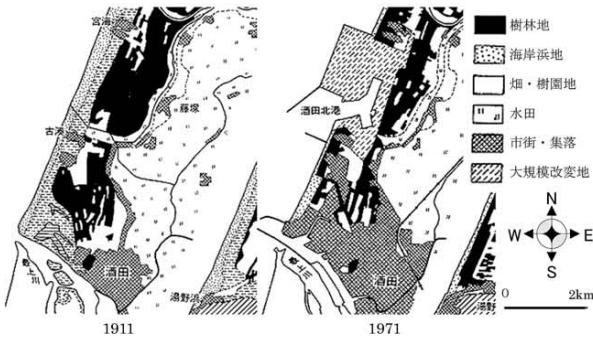


図-5 酒田市市街地土地利用変化¹⁾

栗田定之丞や賀藤景林に関する書籍は多数発行されていった²⁵⁾。

庄内では川北砂丘・川南砂丘とともに地租改正および官民有区分の政策により、藩政時代に植林された森林の多くが官有林として没収された。しかしその評価は大きく異なり、前章で述べたように、地域の実情とは関係なく植林されてきた川北砂丘の入会林では、その規模および所有の不明瞭な入会であったため海岸林は一等官林として没収された一方で、田畠の開墾と共に植林され地続山の形態を有していた川南砂丘では、海岸林はいったん官林に組み込まれたものの、三等官林とされた。川北砂丘の中では、唯一本間光丘によって植林されたクロマツ林は買入証文があったことにより、官林として没収されなかった。

官林として没収された直後から、庄内地方全域で民衆による官林下げ戻し運動が行われた。一等官林として没収された海岸林は、1897年ころから下戻訴訟が各地で行われたが、いずれも敗訴しており、そのまま国有林に組み込まれていった。肝煎等によって植林された海岸林に関しては、肝煎が行政の要職に就くなどしたため、民有地（肝煎所有）に組み替えられていき、一等官林として国有林にそのまま移行していったのは酒田市の中心部に位置する海岸林のみであった。また、1951年の森林法制定に伴い、川北砂丘の海岸林のうちおよそ半数は飛砂防備保安林に組み込まれ、海岸林自体の保全が図られるようになった。川南砂丘では三等官林とされていたこともあり、1907年頃には住民への払下げによってほとんどが民有地となっていた²⁶⁾。また、保安林指定を受けた海岸林は少なかった²⁷⁾。

能代・庄内両地域とも国による失業者対策として、1932年から救農土木事業による国有林での砂防植栽が盛んに行われ、益々国有林と地域の関係が希薄になったといえる。

戦中は、能代および庄内両地域ともに松根油やハマナスの採取などにより海岸林の本来の地域に対する価値は弱まり、クロマツ林は荒廃していった²⁸⁾。特に能代では1943年に発生した火災によって21haが消失し、さらに松根油の獲得を目的に乱伐が行わ

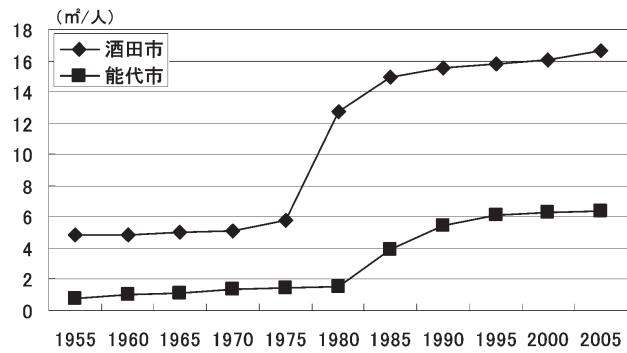


図-6 能代・酒田一人当たり都市公園面積推移

れ、その姿を変えることとなった。

(2) 「公共」事業の展開（1955～1980）

戦後間もなく1953年に農林省では、潮風又は飛砂による災害防止のための造林事業及び農業生産の基礎条件の整備に関する事業を速やかに且つ総合的に実施することによって、当該地帯の保全と農業生産力の向上を図り、もって農業経営の安定と農民生活の改善を図ることを目的として、海岸砂地々帶農業振興臨時措置法が制定され、能代・庄内は関連事業の対象となつた²⁹⁾。能代・庄内両地域においては、その後も国有林野において海岸造林事業が1968年まで続けて行われた³⁰⁾。

海岸造林事業が行われている一方、市街地の拡大が庄内・能代両地域において見られるようになる。能代では1915年に能代公園の拡張や能代工業高校の拡張や建設によって海岸林が伐られていった。1911年と1971年測図の土地利用図を比較すると（図-4）、能代では1911年当時に草地だった汀線は海岸砂地造林によってクロマツ林になり、1911年当時にクロマツ林だった内地は伐採されて市街地となっていることが分かる。

庄内の川北砂丘では1966年の国道7号の開通により一時的に農業が盛んになった。しかし、その形態は海岸林と国道の間に各農家が青果物直売店を出しており、海岸林は通行者の視界からは隠れる形になってしまっている³¹⁾。また、能代と同様に1911年測図と1978年測図の土地利用を比較すると（図-5）、酒田市中心部においては、市街地は海岸林および田畠などの農用地が転用されて拡大しており、能代のように海岸砂地造林は行われていない。

また庄内の川南砂丘では集落の規模も変わらず、市街地の拡大は主に畠など農地を転用して行われた。

能代では1970年に秋田県および能代市による海岸林の3分の2を伐採する大規模臨海開発計画が策定されたが、住民の反対もあり、1977年に当時保有していた国有林の、当初予定よりも大分面積の少ない20haが秋田県に売却され、火力発電所や木材工業団地など臨海開発の用地造成にとどまつた³²⁾。

庄内でも湾岸の開発計画はなされていたが、費用面などから計画を縮小せざるを得なかった。これに当たっての能代で起こったような住民による反対運動に関する記録は見当たらない。そして、この計画により酒田北港が建設された（1979）。

5. 海岸林と地域の新たな関係（1981～ ）

能代市中心部では人口増による市街地化が進み、都市公園が整備されていくようになった。

能代市では、地域住民より、国有林の有効利用が数回にわたって提言されていた。1983年に後谷地国有林が保健保安林に指定されたのをきっかけに、能代市が後谷地国有林の一部を無償で借り受け、1985年から「風の松原」として整備が進められるようになった。能代市の中心部では人口増加に対応した都市公園整備の遅れもあり（図-6）、レクリエーションの場として認識され、地域住

民と自治体の連携による管理が十分なされている³³⁾。風の松原に關しても、必ず栗田定ノ丞や賀藤景林と併せて紹介されている。

一方、酒田市においては都市公園整備が進められ、海岸林近辺の最上川沿いに大規模河川公園の整備（1979）なども行われた（図-6）。海岸林においては、1991年に生活環境保全林整備事業として、国によって「万里の松原」が整備され、その後酒田市が管理を行っている。なお、整備するに当たっては能代の「風の松原」を参考にし、現地調査等を行っている³⁴⁾。しかし、「万里の松原」は前述通り国が整備したもの市が管理しており、一人当たり公園面積が大きく、さらに近隣に大規模河川公園のある酒田市での位置づけが曖昧なまま管理がなされてきたため、整備後の管理および利用状況においては、充分保健林として機能しているとは言いがたい状況である³⁴⁾といえる。

6.まとめ

本研究を通じて、能代および庄内では戦中を除いて藩政時代から現在まで海岸林と地域の関係は異なり、それが海岸林の価値と結びついていることが明らかになった。すなわち、能代では戦中を除いて藩政時代より、行政によって地域開発と一体的に管理・植林されてきた。地域開発の具体的に指すところは、藩政時代は開墾、戦後は市街地拡大および沿岸部開発と時代ごとに異なっているが、そこには常に栗田定之丞および賀藤景林による植林といった情報が存在し、地域開発の意味が変化することによって、海岸林と地域の関係に新しい価値が付加されてきた^{35)、36)}といえる。また、現在海岸林を評価している住民たちも海岸林を開発してきた宅地の住民を含んでおり、海岸林への評価自体もいわば地域開発の一環として創出されたものといえよう。

庄内においては、川南砂丘では民間によって地域開発と一体的に管理・植林されてきた一方、川北砂丘においては農用林として地域の実情とは関係なく管理・植林されてきたといえ、その差異が官民有区分後の土地所有の差異に結びついたといえる。その後、川南砂丘では、市街地の拡大など住民以外による開発があまりなされないまま、いわば社会システムの変化が起きないまま海岸林は地域との関係についても、その意味合いを変えることなく、その価値も固定的な状態を保ちながら今日に至っているといえよう。川北砂丘の農業地域では国道の開通によって農家や土地所有者以外の住民とは、疎遠な存在となってしまったといえる。川北砂丘の市街地では、海岸砂防造林は行われないまま市街地開発が進み、本来持っていた海岸林と地域の関係は希薄になったといえる。また、都市公園の整備により緑地としての価値を得るには至らず、地域と海岸林の関係が市街地・農業地域ともに土地所有者以外の者にとっては目立たないものになってしまったといえる。こうした差異によって、能代では海岸林の価値が地域住民から評価される一方、庄内では海岸林の価値は曖昧かつ目立たないものになり、地域住民から評価されなくなってしまったといえよう。

現在、「文化的景観」に関してその保全や活用の議論が様々行われている。本研究の対象地となった能代および庄内の海岸林においても、文化的景観として捉えられているものの、その扱いは大きく異なっており、本研究で明らかにした庄内の農業地のような、新しい価値が生まれることなく、藩政時代から要素間の関係が変わらない地域の扱いに関して議論すべきであろう。また、「文化的景観」として能代の砂防林は森林景観として取り扱われている³⁵⁾が、そこでは砂防林のみが対象として扱われており、それは伝統的な文化や社会に根ざした深層的な価値ではなく、現在の社会的な潮流である景観という表層的な価値判断に拘っている現われであるとも考えられ、この判断のみに基づく管理などでは失われてしまう価値があるともいえる³⁹⁾。能代ではむしろ深層的な価値の現れである田畠と海岸林の関係（もしくは海岸林の地域

への影響）と一緒に捉えるべきであろう。今後の森林管理においては、森林所有者だけではなく、様々な主体の参加が必要であるが、表層的価値と深層的価値を見据えた上の参加形成が望まれる。本研究では、地域の中での森林の位置づけの変遷に限定してきたが、今後は森林所有者および周辺住民の現在の表層的価値および深層的価値に対する意識や評価を把握することで、より実践的な森林管理手法に結び付けていくことが必要である。

補注及び引用文献

- 1) 立石友男（1988）：海岸砂丘の変貌：大明堂発行、24-25
- 2) 筒井迪夫（1981）：海岸林にみる日本文化の一断面：森林文化研究2（1）、1-5
- 3) 小塙力（2002）：日本海北部沿岸地域における海岸林造成の史的展開：秋田県・山形県の国有海岸保安林の事例：岩手大学博士論文
- 4) 小林正吾・高田和彦・藤井博喜（1981）：住民の意識からみた海岸砂防林の効用——新潟市西海岸の住宅区域における事例：新潟大学農学部演習林報告、115-124
- 5) 河口智志（2000）：海岸砂丘における海岸砂防林の研究に関する変遷について：日本砂丘学会誌47（2）、121-127
- 6) 島山義郎（1998）：松に聞け－海岸砂防林の話：日本経済評論社、143pp
- 7) 大日本山林会（1934）：郷土を創造せし人々：大日本山林会、22-98
- 8) 朝日新聞社編（1986）：日本の自然100選：朝日新聞社、46-49
- 9) 国土交通省東北地方整備局酒田工事事務所・林野庁東北森林管理局庄内森林管理署（2001）：みんなで考えよう、庄内砂丘のクロマツ林
- 10) 能代市観光オフィシャルサイト：http://www.city.noshiro.akita.jp/kankou/index_2.html
- 11) 伊藤忠夫・近田文弘（2001）：海岸林を守る～「風の松原」からの発信～：北羽新報社刊、97-100
- 12) 能代市史編纂委員会編（1961）：能代市史稿 第5集近世一下続並木山編：能代市役所、263-281
- 13) 酒田市史編纂委員会編（1987）：酒田市史：酒田市、672-676
- 14) 須藤儀門（1986）：砂防林植付人列伝：みちのく豆本の会、95pp
- 15) 単独の集落にて管理されているものを村中入会、複数の集落にて管理されているものを村々入会という。
- 16) 長井政太郎（1965）：十理塚村誌：十理塚部落、70
- 17) 小塙力（2004）：海岸林造成の史的展開（I）－戦前期における秋田県の事例－：北方林業56（8）、176-204
- 18) 前掲書1）、85
- 19) （財）土地総合研究所（1996）：日本の土地-その歴史と現状-：ぎょうせい、142
- 20) 野添憲治（1984）：図説能代の歴史下巻：無明舎出版、32
- 21) 現在の監督行政である米白西部森林管理署へのヒアリングにより、関連した資料は焼失してしまったとのことである。
- 22) 能代市史史料編纂委員会編（2000）：能代市史 特別編 自然、586
- 23) 浅野ミヤ（1999）：私たちの風の松原物語：秋田のこだま、4-8
- 24) 前掲書16）、69
- 25) 栗田定之丞に関しては、栗田茂治（1930）：栗田定之丞翁：河辺郡教育会、130pp・栗田定之丞（1943）：永見七朗：泰光堂、252pp・柴山芳隆（2004）：緑の衝立：文藝書房、217pp 賀藤景林に関しては、鈴木一郎（1933）：賀藤景林父兄傳：秋田：秋田山林会、272pp・司馬遼太郎（1987）：街道をゆく 29 庄内の本間光丘に関しては、事業者としての書籍が多い。例えば、堀川豊永（1944）：救荒の父本間光丘翁：人文閣、126pp・五十公野清一（1943）：莊内平野の開発者本間光丘：日本出版社、235pp・鈴木旭（1995）：本間光丘：人を活かし金を活かす本間流ビジネスマインド：ダイヤモンド社、220pp・安倍季雄編（1924）：本間光丘翁：贈正五位本間四郎三郎光丘頌徳会、110pp
- 26) 前掲書1）、94
- 27) 保安林台帳整理表に基づく。
- 28) 富樫謙治郎（1937）：日本海北部沿岸地方における砂防造林：林曹会、140-141
- 29) 農林大臣官房総合開発課（1954）：海岸砂地地帯資料要覧
- 30) 秋田管林局事業統計書（1948年度～）による。
- 31) 坂本英夫（1973）：庄内平野北部の海岸砂丘地における農業の変化：地理学評論、778-792
- 32) 前掲書22）、590
- 33) 小塙力（1999）：森林のレクリエーション利用とその管理の現状－能代市「風の松原」の事例－：林業経済研究45（2）、43-48
- 34) 「環鳥海」秋田・山形県際間連携事業（2004）：環鳥海フォーラム「白砂青松復活プロジェクト」資料
- 35) 小塙力（1998）：海岸林のレクリエーション利用－酒田市の「万里の松原」の事例－：日本林学会論文集第109号、91-94
- 36) 桑子敏雄（2002）：環境と国土の価値構造：東進堂、11-29
- 37) 鈴木廣之（2002）：うごくモノ－時間・空間・コンテクスト－：第26回文化財の保存に関する国際研究集会基調講演：<http://www.tobunken.go.jp/sympo02/index.html>
- 38) 文化庁文化財部記念物課（2005）：日本の文化的景観－農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書：同成社、236
- 39) 前掲書36）、196